

# 栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

( 整理番号 0627 )

第2回 塗料製造業最低賃金専門部会

令和6年10月21日 一部公開

開催日時	令和6年10月21日(月)	13時30分～15時20分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、第2回栃木県塗料製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 —                  全委員が出席され、本専門部会が成立していることを報告。                  併せて、傍聴人及び報道関係者の出席がないことを報告。</p> <p>それでは、以降の議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。</p>
藤井部会長	<p>それでは、ここからは私の方で議事を進行させていただきます。</p> <p>本日も「傍聴人なし」との報告がありましたが、本日の専門部会につきましても、第1回で事務局から説明があったとおり「公開」という取扱いになります。</p> <p>ただし、公労協議と公使協議の場面及び公労使三者がそろって審議する場面であっても採決を行う場面につきましては、委員個人の情報及び権利権益の保護並びに意思決定の中立性の確保の観点から、専門</p>

	<p>部会運営規程第7条第1項の但し書きを適用し「非公開」といたします。</p> <p>それでは、最初に議題（1）の「金額改定について」ですが、最初に、事務局から資料が提出されておりますので説明をお願いします。</p>
事務局	— 他局の塗料製造業の結審状況について説明 —
藤井部会長	ただ今の説明について、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
藤井部会長	<p>特に御質問などがないようであれば、これより、金額審議に入りたいと思いますが、本日は先ほど申し上げたとおり最終日となります。</p> <p>労使それぞれの代表委員の皆様には、前回の審議の終了時に更なる検討をお願いしておりました。</p> <p>是非、全会一致で結審できますようイニシアティブの發揮に御協力をお願いいたします。</p> <p>前回の審議について確認しますと、最終的には労働者代表委員は56円の引上げ、使用者代表委員は31円の引上げということでした。</p> <p>なお、第1回では、労使ともに御意見はありませんでしたが、改正発効日につきましては、「例年どおり12月31日とする」という前提の下、金額審議を行っているという認識でよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
藤井部会長	<p>では、本日も前回に引き続きまして、公労協議・公使協議の順で審議を重ねていきたいと思っておりますので、ここからの審議は議事録上も「非公開」といたします。</p> <p>まずは、労働者代表委員から持ち帰って御検討いただいた御意見を伺いますので、事務局は、使用者代表委員を協議室に御案内ください。</p> <p>《《 以降、非公開 》》</p> <p>— 第1回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第1回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第2回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第2回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・労働者代表協議</p>

<p>藤井部会長</p>	<p>《《 以降公開 》》</p> <p>— 公益・労使代表協議 —</p> <p>ここからは、公労使三者がそろって審議する場面となりますので、議事録上も「公開」といたします。</p> <p>当塗料製造業専門部会におきましては、10月2日に第1回、本日の第2回の2日間にわたり金額審議を行ってまいりました。</p> <p>最終提示額ですが、労働者側が50円の引上げの1,111円、使用者側が43円の引上げの1,104円となっており、現時点において意見の一致に至っておりません。つきましては、時間的な制約もありますので、この後、公益見解をお示しさせていただきたいと思っておりますので、協議室でお待ちください。</p> <p>— 公益代表委員協議 —</p>
<p>藤井部会長</p>	<p>事務局は、労使代表委員を会場に案内してください。</p> <p>— 公益・労使代表協議 —</p>
<p>藤井部会長</p>	<p>本年度の塗料製造業専門部会におきましては、委員の皆様にご協力いただき、ここまでお互いの主張に耳を傾けながら真摯に審議を重ねていただきましたことに、感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、労使それぞれの代表委員の御意見には隔たりがあり、現時点において意見の一致に至っておりません。</p> <p>このため公益見解をお示しいたしますので、これを踏まえ、労使それぞれの代表委員は全会一致に向けての協議をお願いいたします。</p> <p>「公益見解。現在、引上げ額について、労働者代表委員の主張は50円、使用者代表委員の主張は43円となっておりますが、公益代表委員としては、これまでの審議経過、労・使それぞれの御意見・御主張を尊重した上で、当該特定最低賃金の優位性の確保はもとより、物価高騰による労働者の生計費等への影響や本年の春闘妥結状況等も考慮する一方で、原材料・エネルギーの高騰や円安による経営の影響、特に中小・零細企業においては価格転嫁が思うように進んでいない現状を考慮する必要があることから、それらを総合的に勘案いたしまして、</p> <p>現行額の1,061円を48円引き上げて、時間額1,109円、発効日は令和6年12月31日とする見解をお示しいたします。</p> <p>以上の公益見解を踏まえ、労・使それぞれの代表委員の皆様には、最後にもう一度、全会一致に向けた御検討をお願いしたいと思います。」</p>

藤井部会長	<p>それでは、別室でそれぞれ協議をお願いします。 協議終了後に、労働者代表委員、使用者代表委員の順で、協議結果をお伺いしたいと思います。</p> <p>事務局は、労働者代表委員と使用者代表委員を、それぞれ協議室に案内してください。</p> <p>なお、ここからは公労協議・公使協議の場面となりますので、再び「非公開」といたします。</p> <p>《《 以降非公開 》》</p> <p>— 労働者代表委員・使用者代表委員協議室で協議 —</p> <p>労働者代表委員を会場に案内してください。</p> <p>— 公益・労働者代表委員協議 —</p> <p>— 公益・使用者代表委員協議 —</p> <p>《《 以降公開 》》</p> <p>— 公益・労使代表委員協議 —</p>
藤井部会長	<p>それでは、ここからは公労使三者がそろって審議する場面になりますので、議事録上も「公開」といたします。</p> <p>ここまで公労協議・公使協議を重ねてまいりましたが、その間、相手方の主張にもしっかりと耳を傾け、真摯に御審議いただきましたことを感謝申し上げます。</p> <p>この場で、改めて皆様に確認をいたしますが、改定額は、現行の1,061円を48円引き上げて、時間額1,109円とし、発効日は令和6年12月31日とすることで結審してよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
藤井部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、専門部会の決議が「全会一致」である場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して「専門部会の議決を栃木地方最低賃金審議会の議決とする」旨、8月21日に開催されました第4回栃木地方最低賃金審議会において、あらかじめ議決されておりますので、本日の専門部会の決議をもって、栃木労働局長に答申することといたします。</p> <p>また、専門部会運営規程第9条に基づき、栃木地方最低賃金審議会会長に報告を行うこととします。</p> <p>事務局は、専門部会報告書（案）及び答申文（案）を作成して、各</p>

	委員に配付してください。
事務局	— 報告書(案)及び答申文(案)を作成の上、各委員に配付 —
藤井部会長	それでは、最初に専門部会報告書(案)について、審議いたします。事務局は、確認のため、専門部会報告書(案)を朗読してください。
事務局	— 専門部会報告書(案)を朗読 —
藤井部会長	この報告書(案)について、御意見などございますか。
各代表委員	— 意見等なし —
藤井部会長	御意見など無いようですので、専門部会報告書を原案のとおり決定し、10月30日に開催される第5回栃木地方最低賃金審議会において、会長あて報告することといたします。 専門部会報告書の(案)を削除して、本日の日付10月21日を記入してください。 続いて、答申文(案)について審議いたします。 事務局は確認のため答申文(案)を朗読してください。
事務局	— 答申文(案)を朗読 —
藤井部会長	この答申文(案)について、御意見などございますか。
各代表委員	— 意見等なし —
藤井部会長	御意見など無いようですので、答申文を原案のとおり決定いたします。 答申文の(案)を削除して、本日10月21日の日付を記入してください。 事務局は答申文を作成してください。
事務局	— 答申文を作成 —
藤井部会長	それでは、ただ今から栃木労働局長あてに答申を行いますので、局長の代理として労働基準部長に受け取りをお願いします。
部会長・ 労働基準部長	— 答申文を手交 —
藤井部会長	ここで、労働局を代表して、労働基準部長から御挨拶があります。

労働基準部長	<p>委員の皆様には、大変お忙しい中、2日間にわたり建設的かつ真摯に御審議いただきましたことに、心より御礼申し上げます。</p> <p>本日の結審にあたりましては、公益見解が示される展開となりましたが、最終的に全会一致で結審することができました。</p> <p>労働者代表委員の皆様と使用者代表委員の皆様におかれましては、お互いの意見を尊重しつつ、最大限に歩み寄りいただきましたこと、また、公益代表委員の皆様には、適切かつ粘り強く進行いただきましたこと、公・労・使それぞれの代表委員の皆様には、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>本日の結審を受けまして、事務局におきましても12月31日の改正発効に向けまして所要の手続きを行うとともに、その周知広報、特定最賃制度の履行確保を含めて全力を尽くしてまいります。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>
藤井部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次の議題(2)の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
藤井部会長	<p>特に無いようであれば、事務局より、本日答申した栃木県塗料製造業最低賃金の改正について、今後の手続きを説明してください。</p>
事務局	<p>— 今後の手続き等説明 —</p>
藤井部会長	<p>ただ今の説明について、御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
藤井部会長	<p>特に無いようであれば、これを持ちまして、本日の専門部会の議題は、全て終了となりますが、本日の議事につきましては、運営規程第8条第1項の規定により、議事録を作成することになります。</p> <p>また、議事録については、同条第2項ただし書を適用し、議事録の一部を非公開とし、同条第3項の規定による議事要旨を作成の上、公開することにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
藤井部会長	<p>それでは、議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>

藤井部会長	<p>それでは、労働者代表委員鈴木徹也委員、使用者代表委員鈴木健治委員をお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、本日の栃木県塗料製造業最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>皆様お世話になりました。ありがとうございました。</p>
-------	---